

**「(仮称)西宮市住宅宿泊事業法施行条例」の制定について
意見提出手続（パブリックコメント）を実施します**

西宮市はこのたび、「(仮称)西宮市住宅宿泊事業法施行条例」の素案を取りまとめましたので、この案に対する市民の皆さんからの意見を募集します。

<概要>

住宅宿泊事業法（以下「法」という。）が平成30年6月15日に施行されるにあたり、西宮市では法第18条に基づき、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することを目的として、「(仮称)西宮市住宅宿泊事業法施行条例」の制定を検討しています。

【募集の要領】

● **募集期間**

平成29年12月28日（木）から平成30年1月31日（水）まで

● **案の公表方法**

① 生活環境課（保健所2階）、総合案内所横ミニ情報コーナー（市役所本庁舎1階）、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション（アクタ西宮西館5階）で配布

② 西宮市のホームページ（<http://www.nishi.or.jp/>）に掲載

※ 「市政情報」の中の「参画と協働」のページに掲載

● **意見の提出方法**

意見書（様式は自由です）に住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先（電話番号等）をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

① 郵 送：〒662-0855 西宮市江上町3番26号

西宮市保健所生活環境課あて《1月31日必着》

② ファックス：0798-33-1174

③ 電子メール：vo_seikatu@nishi.or.jp

④ 持 参：西宮市保健所2階 生活環境課

● **意見提出ができる人**

西宮市民、市内在勤者、市内在学者、市内で活動している又は事業を営んでいる個人又は団体

※ 西宮市民以外の方は、勤務先（学校）の名称又は市内での活動(事業)内容及び場所を意見書に記入してください。

● **その他**

お寄せいただいた意見は、市の見解とともに公表します。（ただし、氏名等の個人情報は公表しません。）

なお、電話での意見の受付や意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：西宮市保健所生活環境課 TEL 0798-26-3692

郵送またはファックスで意見を提出される方は、よろしければこの用紙をお使いください。

「(仮称) 西宮市住宅宿泊事業法施行条例」に対する意見

*住所			連絡先 (電話番号等)		
*氏名		性別	男性・女性	*年齢	歳
*職業	会社員・自営業・公務員・学生・無職・その他 ※ 該当する項目に○印をご記入ください。				
*西宮市 以外の方 ※○内もご記 入ください	市内在勤・市内在学・市内で活動 () ※ 該当する項目に○印をし、学校又は勤務先の名称をご記入ください。在勤・在学以外の方は、市内で 主に活動している場所及び活動内容についてご記入ください。				

※ 年齢等の属性については、今後の施策等を検討する際の基礎資料とさせていただきます。

※ (*) のマークのついている欄に記入漏れがあると、西宮市参画と協働の推進に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、意見として取り入れることができない場合がありますのでご注意ください。

【提出先】

- ① 郵送：〒662-0855 西宮市江上町3番26号
西宮市保健所生活環境課あて
- ② ファックス：0798-33-1174
- ③ 電子メール：vo_seikatu@nishi.or.jp
- ④ 持参：西宮市保健所2階 生活環境課